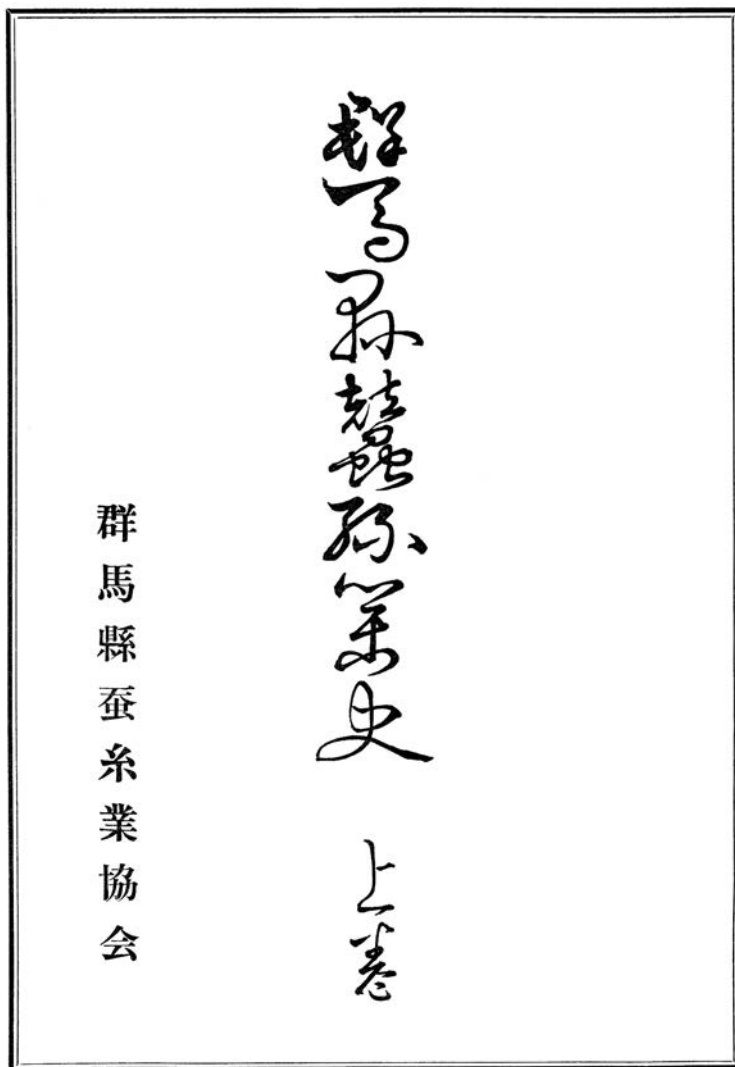


群馬県蚕糸業史 上巻 1

復刊版



群馬地域文化振興会

群馬縣蚕糸業史

上巻

群馬縣蚕糸業協會

編
纂

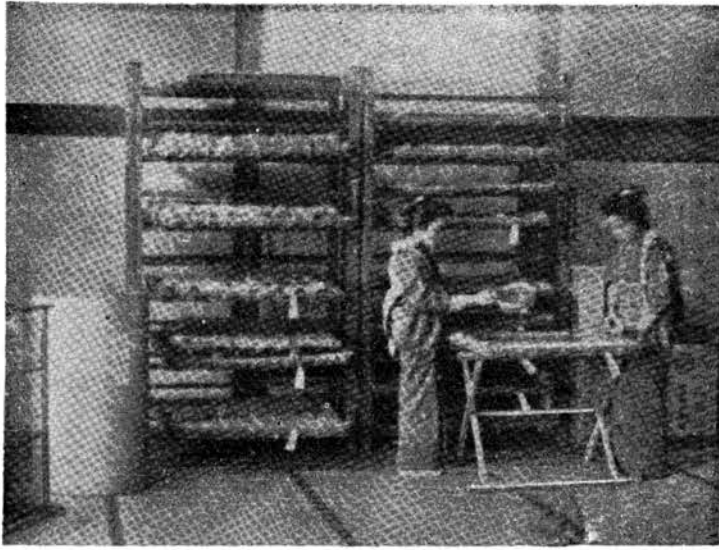
群馬県蚕糸業史編纂委員會
群馬縣蚕糸業史編纂專門委員會



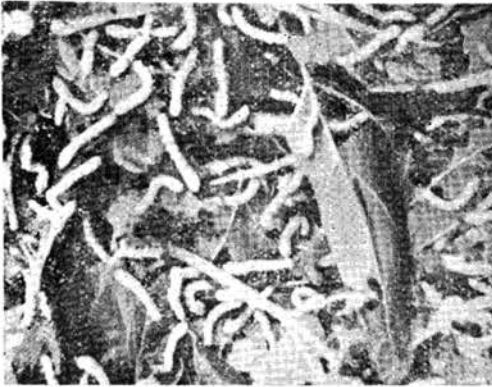
県内蚕糸業関係文献の一部



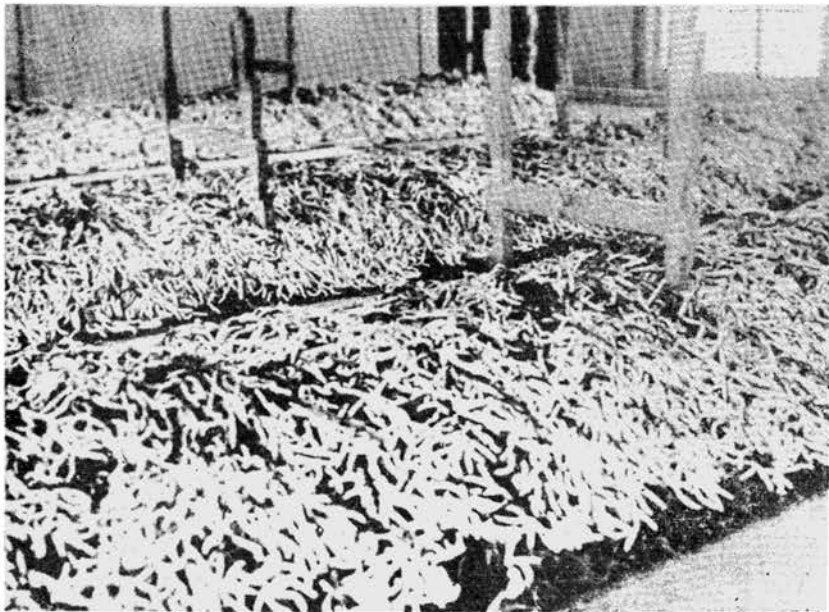
給桑（明治三十年頃）



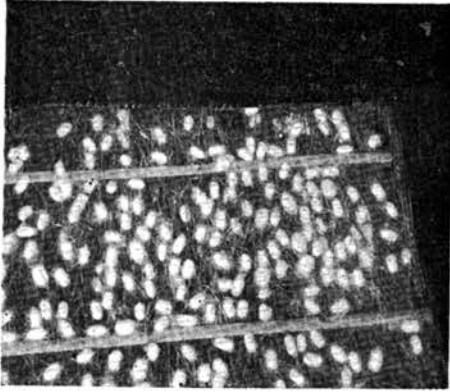
普通飼育の場合



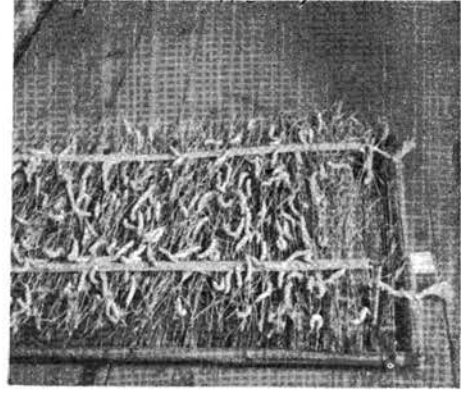
簡易飼育の場合



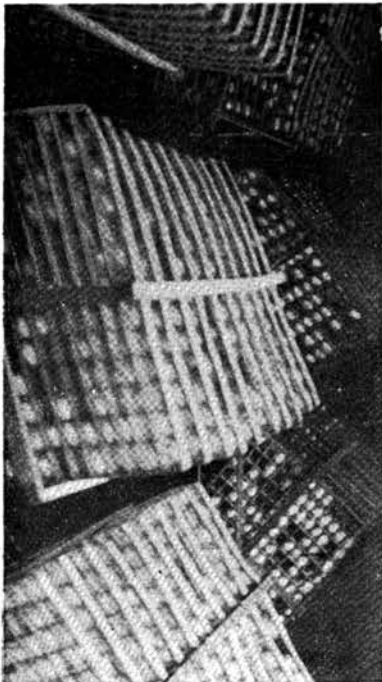
撒土育養蚕法の実況



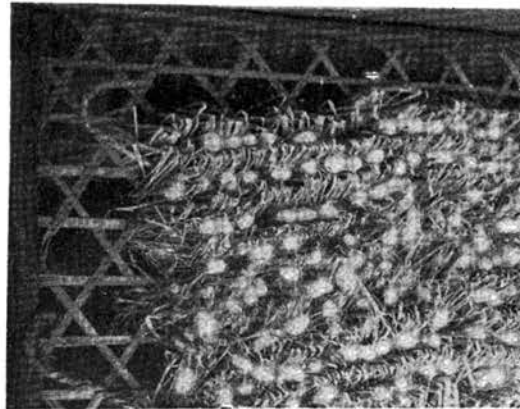
いかだ簇成繭



いかだ簇上簇状況

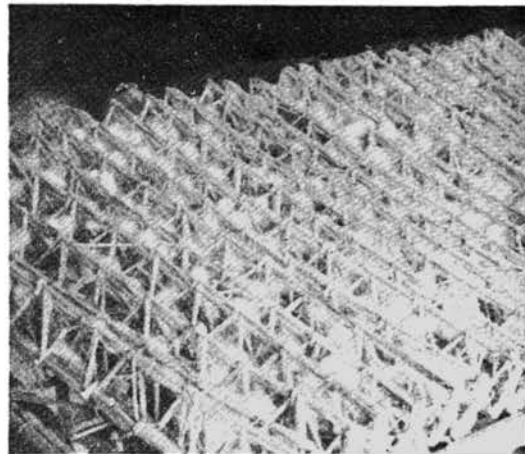


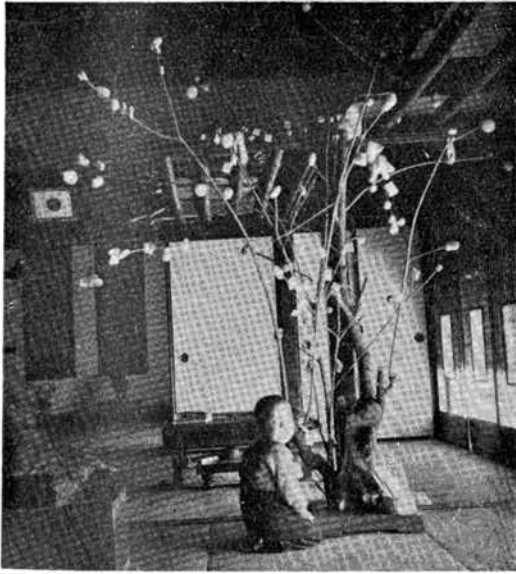
廻転簇(終戦後)



島田簇

改良薬簇(大正末期昭和時代)





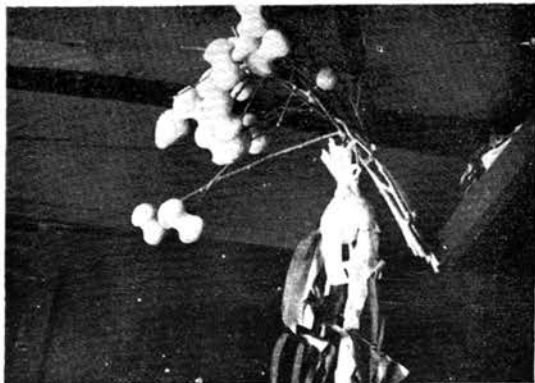
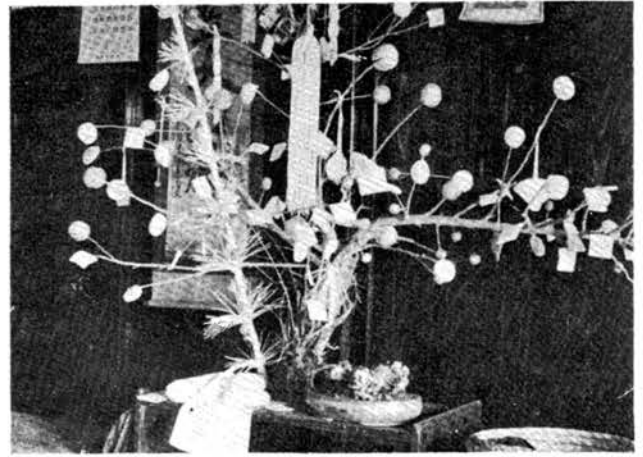
繭玉飾にオタキアゲしたもの (南橋村)



養蚕祖神祭 (オシラ様)



宝曆時代の蚕神の図

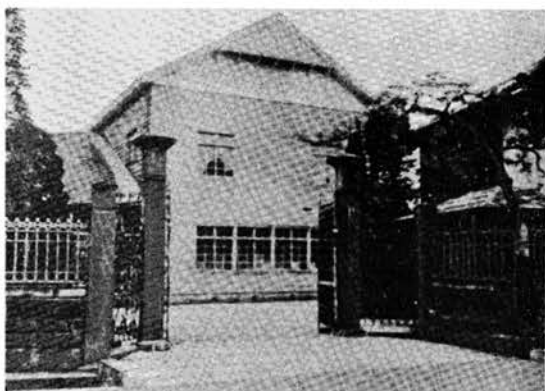


↑ 繭玉祭りの種々
←

伊太利領事ラトール夫妻一行前橋藩領に入る（錦絵）

明治2年5月5日前橋藩士遠藤金将平が駒形まで出迎えて町内に入る道中行列を模したものである。畑の周囲に植えられた桑樹の描写や一行の風俗などとともに貴重な資料である。

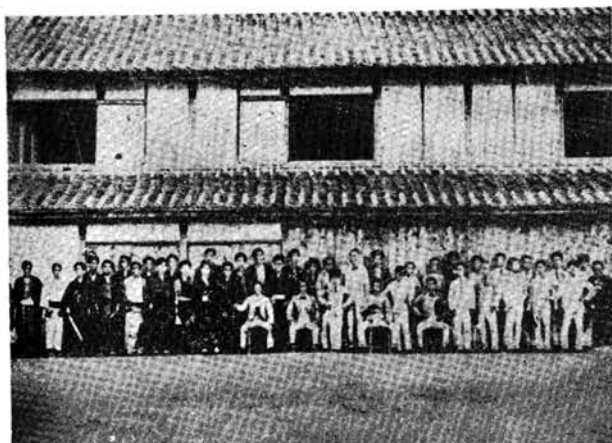




交 水 社 (明治十年)

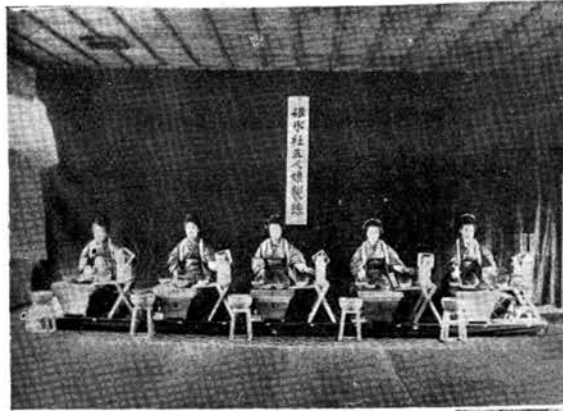


前橋生糸改所 (明治二年)

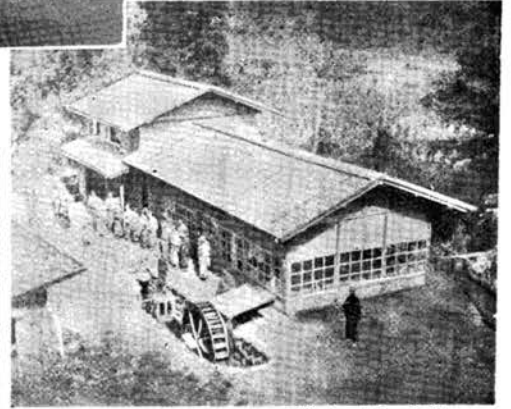


↑
製糸原社 (明治七年) →





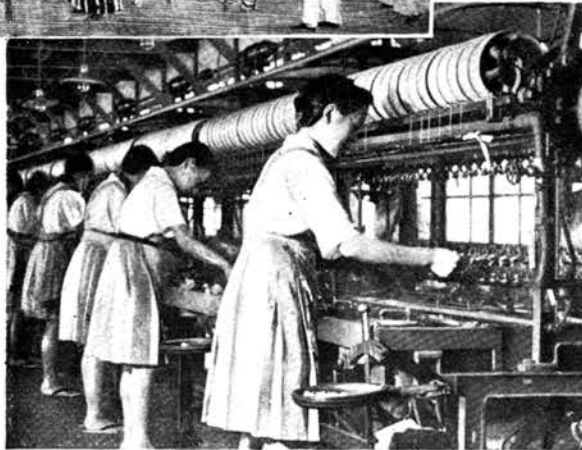
糸 製 繰 座



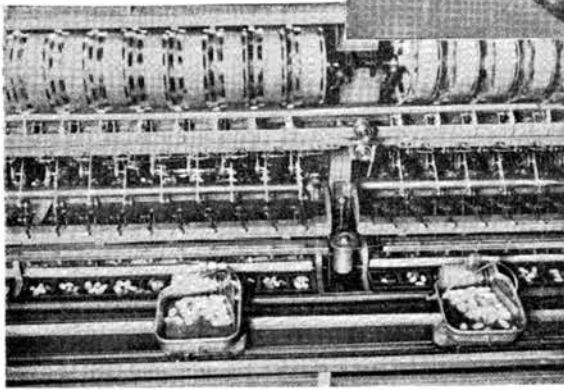
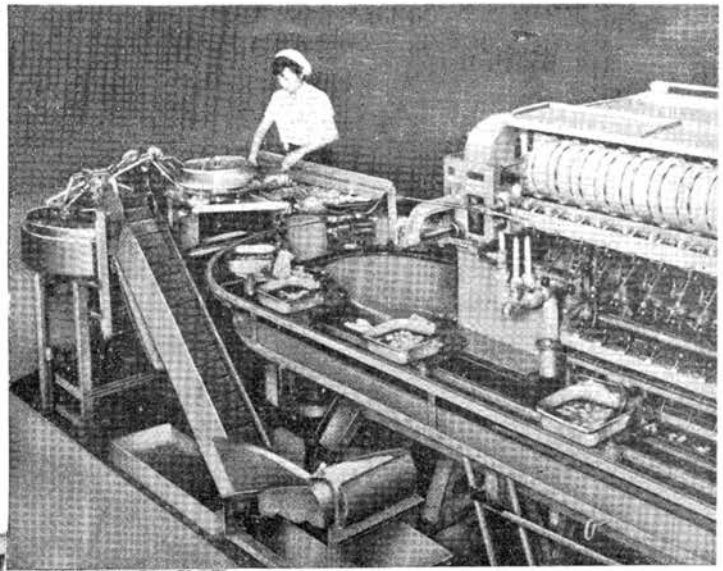
水車 (明治十一年)の碓氷原社の創業当時



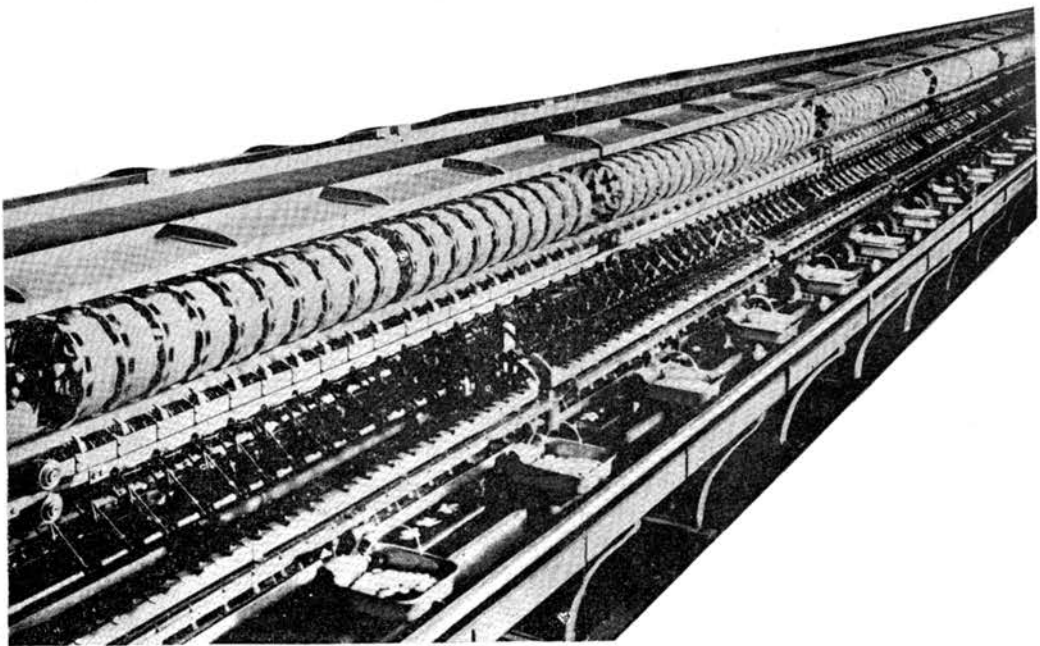
富岡製糸場 (明治六年)



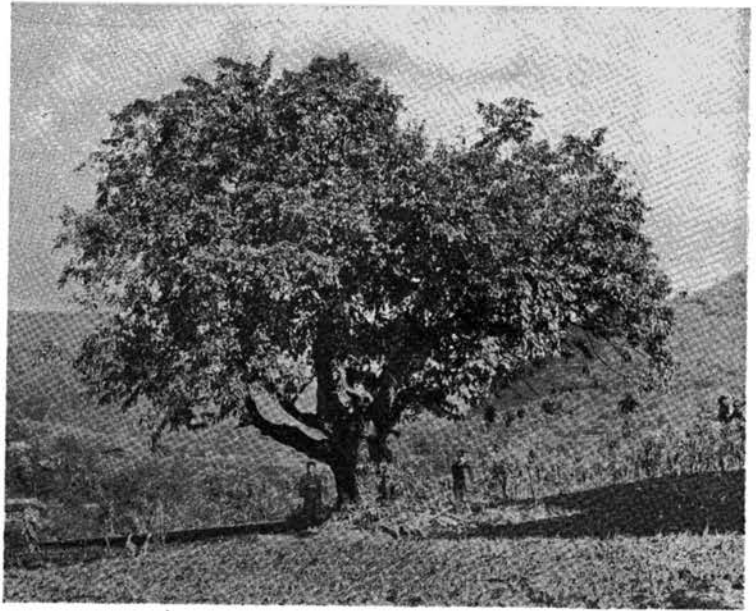
機 糸 製 糸 多



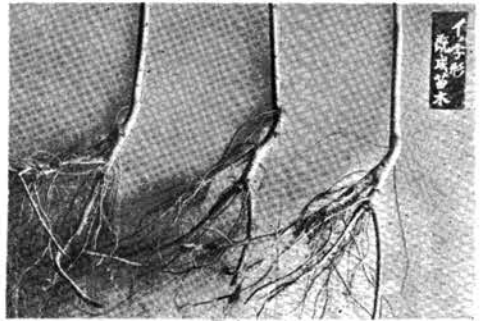
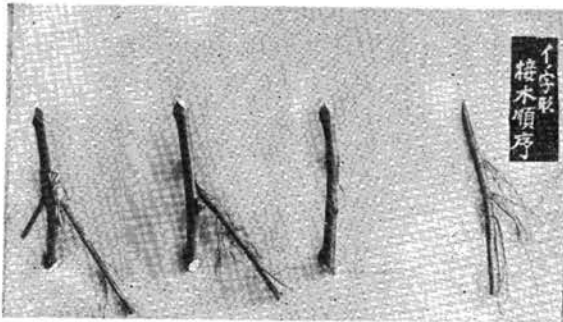
↑
← 10型自動繰糸機
↓



利根郡薄根村の桑の大木
 目通り 15尺
 尺廻り 14尺
 高さ 35尺
 枝張り東西 46尺
 南北 35尺
 樹 齡 1,500年 (推定)



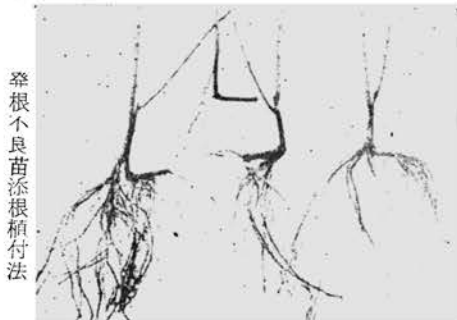
イ 字 形 接 木 法



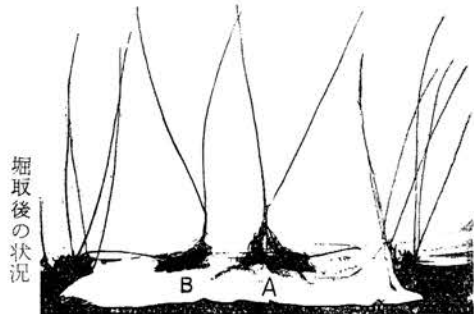
イ 字 形 接 木 法 の 応 用



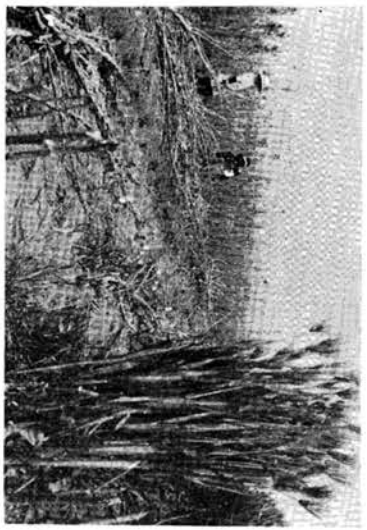
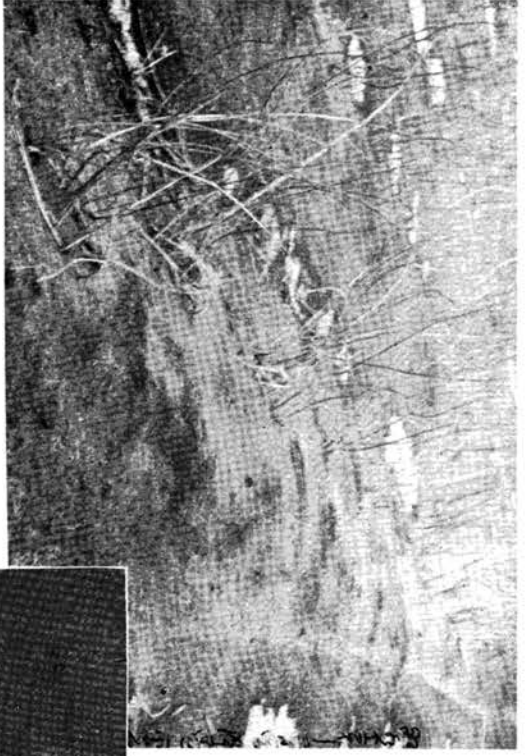
第一添根曲取補植法



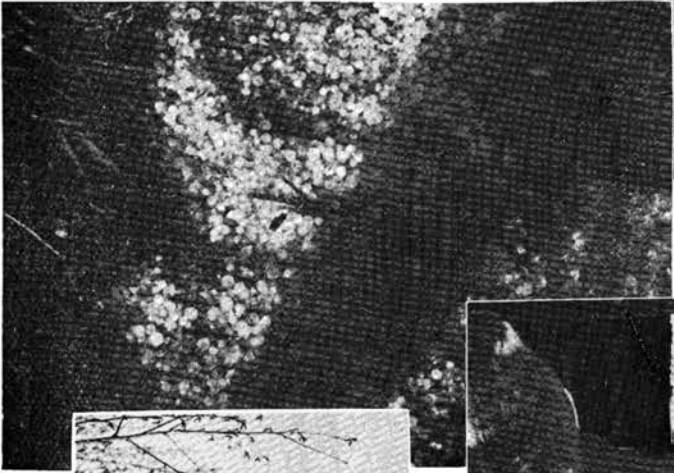
卒根不良苗添根補植法



掘取後の状況



群馬蚕糸製造株式会社原市工場入口左側の絹笠塚境内の碑
(明治二十八年設立)



昭和12年3月4日降雪後樹の根元に白く見える霜粒
下霜害によって伐採される桑園

五寸余積った雪粒

霜害によって黒変した桑芽



霜害予防二反歩30ヶ所点火（昭和二十九年）



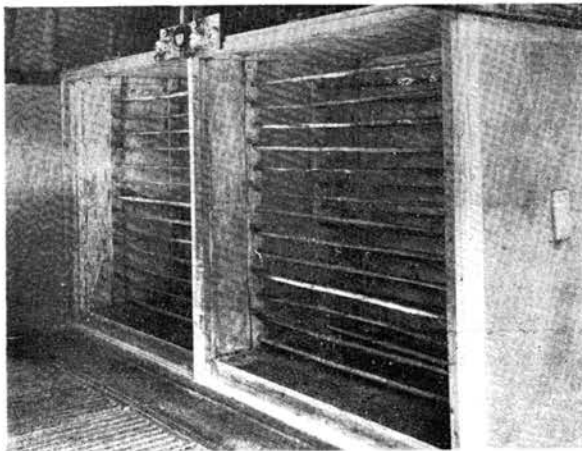
霜害孤巻（昭和二十九年）



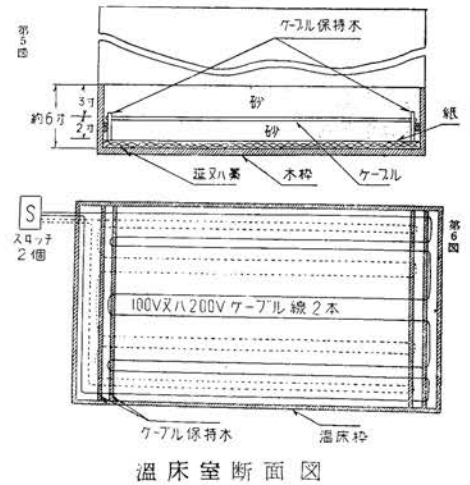
群馬式簡易稚蚕共同飼育



共同飼育室



電気温床飼育室



温床室断面図

刊 行 の 辭

群馬県の名と共に同時に想起されるのは蚕糸・織物の名である。事実現在の本県の産業として主位にあり、県の施策もこゝに重点を置いている。しかも群馬県は蚕種・原料繭より始まり、製糸も織物も一貫した形態におかれてその何れもが全国中上位に位していることは決して偶然の一致ではなく、絹織物において顕われている県が必ずしも養蚕において優れているとは言い難い。製糸において成績を挙げている県が必ずしも織物において優っていない。独り群馬県が、三業兼ねて何れも高水準にあるということは偉大な先人の功績として讀いてもなお足りないのである。且つ旧藩制時代における藩主のほとんどが斯業に奨励勸奨指導の積極的な動きもなかつたのを見ると全く民間の手により県民の力によつて育て上げたことは明々白々の事実であつて、群馬県民の誇りとし名譽とすべき勝利の記録塔であるというも過言ではないと信ずる。

然るに、この県民の手になる金字塔については何一つとして見るべき歴史編纂の筆がなかつた。時恰かも本協会の中より、我々の歴史を我々の手によつて編み、後世への最大遺物としようとする意見が期せずして起り、機熟して、昭和二十八年八月より、群馬県蚕糸業史編纂委員会と實際編纂に携わる群馬県蚕糸業史編纂専門委員会を組織し、各方面の支援の下に、さきに下巻を刊行し大方の好評を博した。爾来さらに専門委員会は凡ゆる犠牲を払いつゝ遂に上巻の編纂を了え、ここに上梓される運びとなり、最初杞憂された難関を踏み超えて上下二巻の完成を見るに至つた。批判は後世に委ねるしかないことを思う時、種々不備脱漏誤謬のあつた点を遺憾に思うのであるが、二年間にこれだけの編史をなすことは容易ではなく、直接執筆編纂に当られた各位に深く感謝の意を表すると共に、資料その他の便宜にあづかつた各方面、各位に深大な謝意を捧げるものである。

今や科学の進歩と世界情勢の変化により、本県蚕糸業も容易ならざる関頭に立たされているが、一つには、本書により、さらに苦難の道を歩んだ過去を顧みるよすがともなることと信ずる。茲に記して全巻刊行の成ることを告げる辞とするものである。

昭和三十年七月 蚕糸織物に関係深き七夕の日

群馬県蚕糸業協会 会長

群馬県蚕糸業史編纂委員長

清久 博

刊行を祝す

日本の蚕糸業は明治初期以来、国力の充実発展に偉大な寄与をなしてきたが、第二次世界大戦を境として国際並に国内の経済機構の変化とともに、繊維の分野における化学繊維の驚異的な発達をみるに至り今や斯業は重大な変革期に立たされている。現在の日本経済の実態よりして国際収支を改善し国民生活の安定を図ることは急務中の急務である。蚕糸業もこれに大きな役割を果すべく要請されており、この際十分に国際競争力を培い輸出の伸長に万全の方策をめぐらさねばならないが道はけつして容易ではないのである。

「群馬県蚕糸業史」はこの困難な状況の中に生れた。今日、日本蚕糸業の中に占める群馬県蚕糸業の重要な地位については今更申し述べるまでもない。日本蚕糸業の消長は群馬の蚕糸業の消長にかかっているというも必ずしも過言ではないほどであるが、しかも群馬県の蚕糸業は過去においても輝かしい足跡を日本蚕糸業の歴史の上に刻んでいる。

この事実を度外視しては群馬の蚕糸業の現状を把握することはできず、従つて日本の蚕糸業の新らしい方向づけも不可能ではないかとおもわれる。さきに群馬県蚕糸業協会が主唱して関係各団体協力の下に「群馬県蚕糸業史」の編纂を敢行すると聞いた時、意義深い壮挙に心から拍手を送つたのであるが、今や着手以来僅か二ヶ年の短期間に上下二巻の堂々たる大冊を完成したことに對し賛嘆措く能わざるものがある。

精細な資料によつて群馬県蚕糸業の全部門につきそれぞれの歴史の全貌を遺憾なく伝え内容も正確で、日本蚕糸業の観点からしても稀にみる貴重な価値の高い刊行物と信ずるものである。

編纂者の努力と苦心に敬意を表し、併せてかかる優れた著作が、その価値にふさわしい評価を受け、単に関連業界界といわず全国的に広く活用されんことを望んでやまない次第である。

昭和三十年七月

大日本蚕糸会会頭

若田清三

編纂を終えて

こゝに深い感慨をこめて、「群馬県蚕糸業史上巻」を世におくる。

顧みれば、昭和二十八年八月「群馬県蚕糸業史」の刊行が企画され、編纂に手を着けてから二年の月日が流れた。この二年間は私どもの仕事にとつてまことに短かく、あわたたくもあつた。

編纂開始の時から一年四カ月を経てまず下巻が刊行され、その後追いかけて、七カ月にして上巻の完成をみた。下巻が最初にでき上り上巻が後まわしになつたのは異例の感を与えるが、蚕糸業の各部門中この上巻の中に集録された養蚕、製糸両部門は下巻の各部門に比べて、いわば蚕糸業史の主軸をなすものであり、業域の広がりが大きいか、歴史をはるかに遡らねばならないなどの事情からして資料の蒐集調査に予想外の時間がかゝり取容記事の量もおもいもけなかつたほど多くなつたのである。もし上巻を初めにして順序よく事を運べればそれに越したことはなかつたが、可及的短期間に完成を要請された関係からこうした事情は一応別としてみても下巻を先に刊行せざるをえなかつた。しかしどちらを先にしたにせよ、上巻・下巻ともに約一千ページに達する大冊をわずか二年で完成したことは、少なくとも記録的な成果ではないかとおもう。ほとんど専任者らしい者も置かずに編纂専門委員の共同の奉仕と献身を建前として進めてきたのであるからおさらであらう。当初この事業の計画に際し主唱者の気持としては、群馬県が日本有数の蚕糸県であつて、輝かしい斯業の歴史と伝統をもちながら蚕糸業史一つ作られていないのは恥だ、どんなものでもいいから一冊出そうという程度のものであつた。従つて当初の計画のままに進めばページ数も精々六百ページぐらゐのもの一巻で終つていたかもしれない。それを蚕糸王国群馬にふさわしいりつぱな業史にまとめ上げるべきだ、と主張したのは編纂専門委員を引受けて犠牲をいとわずこの事業に体当りした熱心な人たちだつた。群馬県蚕糸業の良心がそこに凝集されたともいえよう。もともとこんな大きな仕事に拮げる計画ではなかつただけに編纂費の用意など僅少なものであつたし必然編纂に長い日時をかけることを許されなかつた。この不自由な条件の下で望ましい充実した蚕糸業史を編むことは編纂担当者の努力苦心を幾層倍にも強い結果となる。専門委員諸氏は犠牲を甘受しつつその持てる知識と能力を傾けた。わけても直接執筆編集にたずさわり骨身を削り苦勞を重ねた少数の委員には特別敬意を表さなければならぬ。いろいろな意味で報いられることの薄い苦勞であつたが今や上巻の上梓を了えついに上下二巻を完成したことに何物も代え難い喜びを味わひ、これこそ何より大きな報いであると満足しているのである。

特にこの際一言しておきたいことがある。県蚕糸業史編纂というような大きな事業は他県の例をみても判るがいずれも県が積極的に支援し長期間継続して県費などを相当額補助の上完成させている。ところがわが群馬県ではあくまで蚕糸業団体自身の創意に基づき自主的な財源調達によつて実現したものである。もちろん県の好意ある援助を期待し主管の県蚕糸課では陰に陽に協力の実を示してくれたが、しかしその多くは止むをえないことながら特定個人の限界を越えられるものでなく、最も熱望していた県、も

しくは県知事としての理解や支援はすこぶる消極的で皆無とはいわれないが極めて微々たるものであつた。

しかしながらそれは結果からみてかえつて当事者を奮起させ有効な逆作用を与えたとおもわれる、民間の自由な、とらわれない立場に立ち編纂委員会の民主的相互協力態勢の下に完成まで漕ぎつけたことは、いまこの時代の一つの歴史的事実として群馬県蚕糸業史の存する限り何百年後にも誤りなく認められると信ずる。

さて、でき上つた上巻を通覧すると編集整理の方法、記述、表現、形式等において下巻と異なる点が多く見出される。下巻はその編纂後記に述べたように時間的に急がれた事情が不利に働いていろいろ欠点を残したが、上巻において確實に是正すると約束しておいた。上巻は資料蒐集、調査、執筆の開始など大体下巻各部門と時を同じうして行われ、一時的には下巻の発行のため停頓した時期もあつたがそのほかはおおむね並行的に進められ本年一月からは挙げて上巻に集中した。この間下巻で生じた欠陥はできる限り繰り返さぬよう努めたわけである。

上巻において調査はさらに正確を期し資料は豊富となり文章のスタイルも各章別に統一するよう試みた。章によつては論説形式をとつたものと解説形式をとつたものとの二形式を採用している。

とにかく上巻はより一層完璧を期する決意を以てこれに当つたのであつたが、新かなずかいと漢字制限をどの程度まで徹底して実行するかについては依然悩みが絶えず、結局不徹底なものとなつてしまひ遺憾である。資料原文の引用の仕方にも難はあるとおもわれる。技術的な問題でも上巻は下巻の編纂上の粗漏や誤りを補正する役目を課された。その役目はかなり慎重に果されたとおもふが、おのずから制約はあつたといわねばならない。その半面下巻に示された貴重な資料の豊富適確な集録を骨格とする編集方針の特質は上巻の整備した表現形式と相伴つてより以上顕著な効果をおさめた。もつともこれを目途として上巻執筆陣には新たに専門委員三名を追加委嘱したものである。

編纂に當つて最も苦心を要した事柄の一つは資料の取捨選択のむずかしさであつた、上下二冊延にして二千ページを費やしても、筆写した原稿紙一万五千枚分に対し約三分の一足らずでしかないのである。それゆゑ重要な資料をみすみす削除せざるをえない事態に屢々ぶつかつた。こうしたことは上下巻を通じていえることだが上巻では事態がさらに深刻で製糸篇の如きは六号活字を半分以上使わなければならぬ破目となつた。編集上の体裁など顧慮していられなかつた面もある。

掲載しきれなかつた資料のうち貴重なものはよく検討していずれ何かの形でせひ世に遺そうと念願している。

終りに臨み、大日本蚕糸会会頭吉田清二氏がわざわざ本蚕糸業史のために賛辞を寄せられたことに謹んでお礼を申したい。群馬県蚕糸業史編纂の事業は日本蚕糸業の視野からして高く評価されるべきものだとする吉田氏の言葉に、私どもはためらいながらもひそかな誇りを裏書きされたものと信じうれしさを禁じえないのである。

昭和三十年七月二十日

凡 例

- 一、資料の整理記述の範囲は原則として群馬県に限定したが本県に関連深いものは本県以外のものもとり入れた。
- 一、章により同一資料を用いた場合もあるが、執筆者の意圖を尊重し重複の部分もそのまま載せた。
- 一、章毎に分担執筆した関係から文体、考察、解説の方法等それぞれ異なるものがある。
- 一、編纂中に町村合併が進行したため使用した町村名は新旧区々となつた。
- 一、定款条例等で他条例と同一形式のもの又は本文と直接関係のないものは削除あるいは簡略にした。
- 一、下巻人物篇中脱漏したもの、追加選定したものは補遺とし別冊として添付した。
- 一、引例原本は本文にその都度記入しておいた。

題簽群馬県發糸業史は王義之の書を主体として（蠶の字は孫虔礼の書）を集字した。見返しは明治二年伊太利人來県の図（上巻六六八頁参照）

目次

刊 行 の 辞	滝 沢 浜 吉
発 刊 を 祝 して	吉 田 清 二
編 纂 を 終 っ て	庭 山 政 次
凡 例	

概 説 篇

第一章 群馬県蚕糸業の起源	一
第一節 蚕糸業の黎明と大陸帰化人	一
第一項 上代に於ける朝鮮との交流	一
第二項 上毛野氏一族と大陸文化の移入	四
第三項 韓級神社と韓級郷	七
第四項 多胡碑の成立と半島文化	八
第五項 采女村下淵名大国神社由来	八
第二章 古代政治と蚕糸業	九
第一節 貢租に見る生糸織物	九

第二節 御厨の貢納と織物……………一三

第三章 封建(前期)社会と本県養蚕業……………一四

第一節 封建社会成立と蚕業の地位……………一四

第二節 武士勢力の発展と蚕業の状態……………一七

第三節 織豊政権の成立と蚕業の状態……………二二

第四章 業種別各論……………二三

第一節 養蚕業……………二三

第二節 製糸業……………三一

第三節 織物業……………三四

第四節 蚕種製造業……………三六

養蚕篇

第一章 近世における本県蚕業の発展……………三九

第一節 幕藩体制の成立と蚕糸政策……………三九

第二節 前期における養蚕業発展の諸事情……………四二

第三節 前期における本県養蚕業……………四三

第四節 中期養蚕業の発展と蚕書の出現……………五〇

第一項 中期養蚕業発展の諸事情……………五〇

第二項 桐生織物業の勃興と東毛の養蚕業……………五一

第三項 富岡町絹商人の成長と西毛養蚕業……………五二

第四項 養蚕書の出現と養蚕技術……………五五

第五節 後期社会情勢と養蚕業の発展……………五八

第一項 概 説……………五八

第二項 養 蚕 日 記……………五九

第六節 幕末における養蚕経営の諸形態……………六四

第一項 北毛山間部農村に於ける養蚕経営……………六四

第二項 農業経営における養蚕収入……………七三

第三項 養蚕経営の収支……………七五

第四項 養 蚕 勞 働 力……………七六

第五項 養蚕所要日数の変遷……………七八

第六項 前橋藩における蛹代積金制度……………八三

第七項 桑、蛹糸値段の変遷……………八五

第二章 明治以後の本県の養蚕業の勃興と発達……………九〇

第一節 明治初期に於ける産業事情と養蚕……………九〇

第一項 概 説……………九〇

第二項 本県養蚕概況……………九三

第三項 明治初期に於ける養蚕の発達と高山社……………一〇四

第二節 明治中期に於ける養蚕事情……………一〇九

第一項 養蚕改良の研究所並伝習所……………一〇九

(第二項 削除)
第三項 統計上よりみた養蚕事情……………一一九

第四項 地方に於ける養蚕事情……………一二六

第三節 明治末期、大正期に於ける養蚕事情……………一四四

第一項	概 説	一四四
第二項	上武連合繭質統一大会及建議	一四四
第三項	大正の經濟恐慌とその対策	一五二
第四節	昭和期に於ける養蚕事情	一五四
第一項	養蚕事情一般	一五四
第二項	昭和の經濟恐慌と蚕糸業対策論	一五六
第三項	昭和初頭の蚕糸業振展策	一六〇
第三章	本県養蚕技術の発達	一六五
第一節	明治時代の養蚕技術	一六五
第一項	宮中御養蚕と本県の養蚕技術	一六五
第二項	高山社養蚕法	一六七
第三項	応氣社養蚕法	一七六
第四項	適蚕毓養蚕法	一八七
第二節	大正、昭和の養蚕技術	二〇五
第一項	本県内にて考案された特殊飼育法並に孵化法	二〇五
第二項	飼育法に関する調査	二一一
第三節	大戦後に於ける飼育法	二三〇
第一項	代表的二飼育法	二三〇
第二項	蚕兒飼育実態調査	二三八
第四章	養蚕組合の変遷	二四三

第一節	本県養蚕組合の濫觴	二四三
第一項	養蚕組合の沿革並奨励	二四三
第二項	蚕糸組合統合問題	二四七
第二節	県下養蚕組合	二五〇
第一項	養蚕同業組合の設立	二五〇
第二項	養蚕組合設置状況	二五〇
第三項	養蚕実行組合同約令	二六七
第四項	養蚕実行組合の設立	二七〇
第五項	戦時体制と農業会への移行	二七六
第三節	戦後の農業団体の改編	二七八
第一項	農業協同組合の設立	二七八
第二項	県養蚕農業協同組合連合会設立	二八〇
第五章	第二次大戦中に於ける本県の養蚕業	二九七
第一節	戦時政策としての桑園整理の養蚕業に及ぼした影響	二九七
第一項	桑園整理の実施状況	二九七
第二節	戦時農業政策の強化と養蚕	三〇三
第一項	概況	三〇三
第二項	農地作付統制	三〇四
第三項	労力問題	三〇六
第四項	養蚕技術員	三〇九
第五項	生産資材の不足	三一一

第三節 生糸輸出禁止と養蚕業	三三三
第一項 概況	三三三
第二項 繭生糸の質的転換	三一五
第三項 蚕糸業全体に及ぼした影響	三一八
第六章 第二次世界戦争直後より近代に至る本県養蚕業	三二一
第一節 占領政策と養蚕業	三二一
第一項 終戦後産業に課せられた使命	三二一
第二項 農業民主化政策として二大法律	三二三
第三項 農業技術普及体制の確立	三二四
第四項 繭生産に於ける司令部の意志	三二八
第二節 終戦直後の養蚕事情	三二九
第一項 概説	三二九
第二項 食糧不足による養蚕への影響	三三〇
第三項 政府及県当局に於ける復興対策	三三六
第三節 蚕糸業統制撤廃と養蚕業	三五〇
第一項 政府政策	三五〇
第二項 県に於ける施策	三五三
第四節 生産条件の好転と養蚕業	三五五
第一項 食糧事情の好転	三五五
第二項 芋類供出解除に伴う問題	三五六
第三項 肥料事情の緩和	三五八

第五節 繭価及養蚕収益の増嵩と養蚕業……………三六二

第一項 経営上に見た状況……………三六一

第二項 県民経済に於ける蚕糸業の経済地位の変遷……………三六三

第三項 農家経済に於ける蚕糸業……………三六七

第四項 農家経済に於ける現金収入……………三六七

第五項 農業地帯と経営規模別に見た養蚕収入……………三六九

第六項 文献資料一括……………三七〇

第六節 養蚕興隆の動向……………三七三

第一項 養蚕復興への動向……………三七三

第二項 養蚕復興の意義と実践……………三七六

栽 桑 篇

第一章 栽 桑 事 情……………三八一

第一節 上代の栽桑……………三八一

第二節 江戸時代の栽桑……………三八三

第三節 明治時代以後の栽桑……………三八五

第一項 桑園の消長……………三八六

第二章 桑樹品種の変遷……………三九三

第一節 品種の起源……………三九三

第二節 江戸時代における本県原産種と桑品種……………三九五

第三節 明治時代以後の本県の桑新品種……………三九八

第四節	明治において県下で栽植した桑品種	三九九
第五節	大正における県下の桑品種	四〇二
第六節	昭和期における県下の桑品種	四〇五
第七節	桑の奨励品種の変遷	四一〇
第一項	主要品種の性状	四一〇
第二項	協定品種及奨励品種の変遷	四一一
第二章	桑樹繁殖法の変遷	四一五
第一節	江戸時代迄の変遷	四一五
第二節	明治以後の変遷	四一六
第一項	船津伝次平の桑苗簾伏せ法	四一六
第二項	栽桑実験録の意義	四一八
第三項	先覚諸家の啓蒙	四二四
第三節	明治以後の本県桑苗事情	四三一
第四節	桑苗繁殖法の分化	四三二
第一項	実播法	四三一
第二項	取木法	四三一
第三項	代出法	四三三
第四項	挿木法	四三三
第五項	接木法	四三三
第六項	国定式簡易接木と添田式袋接法	四三四
第五節	桑苗需給に関する保護奨励	四三五

第四章 桑園事情の変遷…………… 四四一

第一節 栽桑の沿革…………… 四四一

第一項 栽桑法の概観…………… 四四一

第二項 栽桑法の変遷…………… 四四三

第三項 栽桑方式の概観…………… 四四七

第四項 桑樹仕立法の変遷…………… 四四九

第二節 明治初期の本県桑園事情…………… 四五二

第一項 先覚諸家の啓蒙…………… 四五二

第二項 桑園経営の基礎調査…………… 四五五

第三節 明治後期以後の桑園事情…………… 四六二

第一項 諸家の説…………… 四六二

第二項 資料…………… 四六九

災害篇

第一章 文献に現われた県の災害状況…………… 四七五

第一節 凍霜害…………… 四七五

第一項 徳川時代の被害及対策…………… 四七五

第二項 明治以後に於ける凍霜害…………… 四七六

第三項 凍霜害の危険ある桑園…………… 四八七

第二節 雹害…………… 四八八

第一項 徳川時代の雹害記録…………… 四八八

第二項	明治時代以降の雹害記録	四八八
第三節	風 水 害	四九六
第一項	江戸時代の水害記録	四九六
第二項	明治以降の風水害	四九七
第四節	火山の降灰被害	五〇五
第一項	天明三年の大噴火	五〇六
第二項	昭和十二年以降に於ける降灰被害	五〇八
第五節	他の自然的現象による災害及それ等の重複被害	五〇九
第六節	病 虫 害	五一〇
第一項	病 害	五一〇
第二項	虫 害	五一二
第三項	蚕病諸 害	五一三
第四項	葉煙草による桑葉及養蚕の被害調査	五一四
第二章	災 害 対 策	五一九
第一節	徳川時代に於ける災害対策	五一九
第二節	明治大正時代の政府の施策	五一九
第一項	概 況	五一九
第二項	本県に於ける救済費	五二一

第一章	幕末開港以前に於ける糸繭商人の活動と賃引形態	五四七
第一節	幕末に於ける本県蚕糸業の地域構造	五四七
第二節	赤城西南麓における生糸商品化の展開と糸屋星野家の経営形態	五五二
第一項	生糸商品化の展開	五五二
第二項	糸屋星野家の経営形態	五五五
(第三項 削除)		
第四項	製糸形態	五六五
第三節	榛名山麓に於ける糸繭商人の成長と賃引製糸の形態	五六八
第一項	宝暦年間、繭商人の仲間議定書	五六八
第二項	賃挽(釜掛)資料	五六九
第二章	横浜開港後に於ける近代化の過程と世界的躍進期	五九二
第一節	開港と上州人の横浜進出	五九三
第一項	進出の動機	五九三
第二項	横浜開港当時の上州人	五九四
第三項	先駆者中居屋重兵衛と上州生糸の輸出	五九六
第四項	加部安左衛門の進出	六〇五
第二節	上州国内における当時の状況	六〇六
第一項	生産の概況と地元相場	六〇六
第二項	在郷商人の活動	六一〇
第三節	各藩の生糸輸出	六二五
第四節	在方生糸貿易商人	六三三

第五節	輸出米の額と浜相場の麥遷	六三七
第六節	輸出された上州米の種類	六四〇
第一項	生米	六四〇
第二項	屑米	六四四
第六節	生米の国内需給と輸出との調整	六四五
第七節	品質の改良と不正品の自粛	六四九
第一項	品質の改良対策	六四九
第二項	取引上の不正の防遏対策	六五七
第八節	妙義神社の献燈と生米商人	六六二
第九節	近代的製米業への出発	六六六
第一項	最初の動き	六六六
第二項	製米機械化への転換	六六九
第三章	組合製米の変遷	六八七
第一節	碓氷社	六八七
第一項	碓氷社の設立	六八七
第二項	碓氷社の組織	六九二
第三項	碓氷社の業績	七〇五
第二節	甘楽社	七一六
第一項	甘楽社の設立と産組法以前	七一六
第二項	産業組合以後の甘楽社	七一八

第三項	甘楽社の業績と所属組合など	七二〇
第三節	下仁田社	七二一
第一項	下仁田社の創立と組織	七二一
第二項	下仁田社の所属組合	七二四
第三項	下仁田社の業績	七二四
第四節	南三社の刷新と合併問題	七二八
第一項	産業組合法による改組前後の状況	七二八
第二項	大正末年から昭和初年と刷新問題	七三七
第三項	昭和恐慌期における刷新問題	七四一
第五節	群馬馬社	七四五
第一項	群馬社の創立	七四五
第二項	群馬社の業績	七四七
第三項	群馬社改革問題	七五五
第四項	群馬社の工場施設	七六〇
第四章	器械製糸と改良事業	七六五
第一節	富岡製糸所	七六五
第一項	富岡製糸所の創設	七六五
第二項	富岡製糸所の操業開始	七七四
第三項	経営難の富岡製糸所	七八四
第四項	富岡製糸所の民営	七八八
第二節	蚕糸生産量と製糸工場	七九二

第一項	蚕糸の生産数量	七九二
第二項	製糸工場の展望	七九七
第三節	新町屑物紡績所	八〇七
第一項	新町屑物紡績所の創設	八〇七
第二項	紡績所の規模と生産高	八一〇
第三項	民間への払下げ	八一二
第四項	鐘紡新町工場	八一三
第四節	交水社	八一四
第一項	交水社の創業時代	八一四
第二項	交水社の全盛時代	八一六
第三項	交水製糸株式会社時代	八一九
第五節	製糸業態の概観	八二〇
第一項	明治二十年前後	八二〇
第二項	明治後期以後	八三三
第三項	現在の製糸工場と県外製糸の乾繭場	八三九
第六節	上毛繭糸改良会社	八五四
第一項	上毛繭糸改良会社	八五四
第二項	上毛繭糸改良会社の創立	八五六
第三項	会社の事業	八五九
第四項	改良会社運営の第二期	八六七
第五項	改良会社運営の第三期	八七三

第七節	県糸連	八八三
第一項	県糸連の創設	八八三
第二項	県糸連の業態	八九〇
第八節	製糸組合の変遷	八九三
第九節	蚕種組合の変遷	八九四
第五章	製糸技術と器械の変遷	八九六
第一節	座繰器の歴史	八九六
第二節	製糸機械の変遷	九〇六
第一項	立繰式多条繰糸機時代	九〇八
第二項	自動繰糸機時代	九〇九
第三項	網状絹糸機	九一〇
第三節	本県玉糸製糸業の変遷	九一一
第四節	戦時下の繭短繊維概況	九一五
産 繭 処 理 篇		
第一章	産繭処理方法の変遷	九二一
第一節	徳川時代の繭処理方法	九二一
第二項	概説	九二一
第二項	繭販売の初	九二一

第三項	蚕種製造用種繭の売買	九二三
第四項	農家経営と繭処理	九三三
第五項	関係資料摘録	九二四
第二節	明治以後に於ける産繭処理概況	九二五
第一項	概況	九二五
第二項	繭市場取引について	九三一
第三項	養蚕団体による繭処理	九三六
第四項	乾繭処理	九四〇
第五項	特約繭取引	九四六
第六項	産繭処理統制法から蚕糸業統制法下に於ける産繭処理	九五八
第七項	産繭配給統制撤廃後に於ける産繭処理	九七一
第八項	繭の検定取引	九八〇
補遺(人物)	荻原清治、木暮楨太、塩原佐平、鈴木簡一郎、高橋清七、 中里延、中島茂、橋本春雄、早川直瀨、針塚長太郎、	九八九
編纂日記		
編纂責任者	執筆担当者	九九三
編集事務者名		九九五